

## 生駒市放課後子ども教室懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図ることを目的として、地域の大人が子どもとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、子どもが地域社会の中で健やかに育まれる環境づくりを円滑に推進するに当たり、意見又は助言を求めるため、生駒市放課後子ども教室懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 子ども教室の企画・運営に関すること。
- (2) 子ども教室の実施に関すること。
- (3) 子ども教室開催時の安全管理の実施に関すること。
- (4) 子ども教室指導員の人材確保に関すること。
- (5) 子ども教室実施後の検証・評価等に関すること。
- (6) その他子ども教室に関すること。

(参加者)

第3条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、会議への参加を求めるものとする。

- (1) 行政関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 放課後児童クラブ関係者
- (4) P T A関係者
- (5) その他地域住民等教育委員会が必要と認める者

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、生駒市放課後子ども教室担当課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。